

呉市在宅医療・介護連携推進検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第4号に規定する在宅医療・介護連携推進事業を実施するに当たり、円滑に実施するための具体策を協議するため、呉市在宅医療・介護連携推進検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 在宅療養を支える関係機関相互の連携に関すること。
- (2) 在宅医療・介護連携の推進に係る市の施策に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、在宅医療・介護連携の推進に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから呉市地域ケア推進会議議長（以下「議長」という。）が指名する。

- (1) 保健・医療関係者
- (2) 介護・福祉関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他議長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は定めがないものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、議長が委員のうち呉市地域ケア推進会議の委員を兼ねる者から指名し、副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を掌理する。また、委員長は、検討委員会における審議の状況及び結果を呉市地域ケア推進会議に報告するものとする。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(検討委員会の会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を検討委員会の会議に出席させ、その意見等を聞くことができる。
- 3 検討委員会に、所掌事務に関する詳細事項を取り扱うためのワーキンググループ等を設置することができる。
- 4 ワーキンググループ等は、委員長が第3条に掲げた者のうちから検討内容に応じ必要と認めた者を招集して開催する。

(守秘義務)

第7条 検討委員会の会議に出席した者は、正当な理由なく、会議の内容その他知り得た事項を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、福祉保健部高齢者支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

付 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施後最初に行われる検討委員会の会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

改正 令和3年12月10日